

# 青森県報

第二千二百号

平成十五年七月十六日(水曜日)

## 目次

### 訓 令

青森県母子自立支援員に関する規程の一部を改正する訓令 (こらい課も) …… 一  
 青森県婦人相談員規程の一部を改正する訓令 (同) …… 二

### 告 示

公有水面埋立ての免許 (漁港漁場) …… 二  
 基本測量の実施 (監理課) …… 三  
 道路の区域の変更 (道路課) …… 三  
 道路の供用の開始 (同) …… 四  
 都市計画事業計画の変更認可 (都市計画課) …… 四  
 漁船保険付保義務の消滅 (農林水産) …… 四  
 漁船保険付保義務の発生 (同) …… 五  
 出先機関 (農林水産) …… 五  
 土地改良事業の工事の完了 (農林水産) …… 五  
 選挙管理委員会 (農林水産) …… 五

て得た数とを合算して得た数) …… (事務局) …… 五

## 訓 令

青森県訓令甲第四十号

青森県母子自立支援員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県母子自立支援員に関する規程の一部を改正する訓令

青森県母子自立支援員に関する規程(昭和三十三年九月青森県訓令甲第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「おおむね午前十時から午後四時までとする」を「一週間につき三十時間以内において所長が定める」に改める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。



青森県訓令甲第四十一号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県婦人相談員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県婦人相談員規程の一部を改正する訓令

青森県婦人相談員規程（昭和三十二年七月青森県訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「概ね午前十時から午後四時までとする」を「一週間につき三十時間以内において所長が定める」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

# 告 示

青森県告示第四百七十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年七月八日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称  
青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡三厩村大字宇鉄字龍浜五九の四二、五九の一六及び一〇四に隣接する  
国道三三九号並びに五九の四二の地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡三厩村龍飛崎に設置された龍飛埼灯台（北緯四一度一五分三〇秒、東経一四〇度二〇分三三秒）から九二度〇〇分六〇六・〇九メートルの地点  
トルの地点

- の地点 から八七度四九分一七・七七メートルの地点
- の地点 から一七七度四九分二三・七〇メートルの地点
- の地点 から二六七度四九分六・〇〇メートルの地点
- の地点 から三五七度四九分一四・六〇メートルの地点
- の地点 から二六七度四九分一四・三五メートルの地点
- の地点 から三五七度四九分六・一六メートルの地点
- の地点 から八七度四四分一・二九メートルの地点

3 面積

二六七・一五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡三厩村大字宇鉄字龍浜五九の四二、五九の一六及び一〇四に隣接する  
国道三三九号並びに五九の四二の地先公有水面

2 区域

次のアの地点からクの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とクの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 東津軽郡三厩村龍飛崎に設置された龍飛埼灯台（北緯四一度一五分三〇秒、東経一四〇度二〇分三三秒）から九二度〇〇分六〇六・〇九メートル

2	県道	むつ恐山公園大畑線	1	県道	清水川滝沢野内線	青森市大字宮田字玉水二〇の二から青森市大字宮田字玉水二七の一まで	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
									後	前	
									一一・〇〇メートルから一二・〇〇メートルまで	一一・六〇メートル	
									一六・〇〇メートルから二一・七四メートルまで	六一・八六メートル	
									一四・〇〇メートルから一六・〇〇メートルまで	六〇・五五メートル	
									一一・〇〇メートルから一二・〇〇メートルまで	一一・六〇メートル	
									一一・〇〇メートルから一二・〇〇メートルまで	一一・六〇メートル	

一 作業種類  
青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百七十二号  
国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。  
平成十五年七月十六日

四 埋立地の用途  
漁港施設用地

三 面積  
八三三・〇三平方メートル

イの地点 アの地点から八七度四九分二七・七七メートルの地点  
ウの地点 イの地点から一七七度四九分三三・七〇メートルの地点  
エの地点 ウの地点から二六七度四九分二二・一〇メートルの地点  
オの地点 エの地点から三五七度四九分二〇・〇〇メートルの地点  
カの地点 オの地点から二六七度四九分九・二五メートルの地点  
キの地点 カの地点から三五七度四九分一〇・七六メートルの地点  
クの地点 キの地点から八七度四四分一・二九メートルの地点

トルの地点  
基本測量  
二 作業期間  
平成十五年七月二十五日から平成十六年三月十五日まで  
三 作業地域  
弘前市  
五所川原市  
西津軽郡鰺ヶ沢町、木造町、森田村、柏村、稲垣村  
南津軽郡藤崎町  
北津軽郡板柳町、金木町、鶴田町  
上北郡東北町

青森県告示第四百七十三号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年八月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。  
平成十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百七十三号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年八月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。  
平成十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

4	県道	再賀木造線	西津軽郡木造町大字蓮川字玉田八の二から 西津軽郡木造町大字蓮川字早実一の四まで	後	三〇・八〇メートルまで	一四五・一〇メートル
3	県道	菰槌木造線	西津軽郡木造町大字蓮花田字駒ヶ宿一三九の一から 西津軽郡木造町早田一の八まで	前	九・二〇メートルまで	一五五・六〇メートル

青森県告示第四百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年八月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 菰槌木造線	西津軽郡木造町大字蓮花田字駒ヶ宿一三九の一から 西津軽郡木造町早田一の八まで	平成一五・七・一六
県道 再賀木造線	西津軽郡木造町大字蓮川字玉田八の二から 西津軽郡木造町大字蓮川字早実一の四まで	〃

青森県告示第四百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十五年七月八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称  
青森市

二 都市計画事業の種類  
青森都市計画下水道事業（青森市公共下水道）

三 事業施行期間  
昭和三十三年二月二十二日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分  
都市計画事業の認可（平成十四年三月二十九日青森県告示第百三十七号）の事業地に青森市大字西田沢字浜田、大字油川字浪岸及び字大浜地内を加える。
- 2 使用の部分  
都市計画事業の認可（平成十四年三月二十九日青森県告示第百三十七号）の事業地に青森市大字西田沢字浜田、大字油川字浪岸、字大浜、字船岡、字中道、大字羽白字沢田、字池上、字富田、大字石江字高間、字岡部、字江渡、字平山、大字三内字沢部、大字大野字鳴滝、字笹崎、字今井、大字幸畑字唐崎、字谷脇、大字筒井字八ツ橋、字桜川、大字古館字大柳、大字戸山字荒井、大字駒込字蛭沢及び字桐ノ沢地内を加える。

青森県告示第四百七十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、平成十五年七月十六日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称	小川原湖
--------	------

青森県告示第四百七十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十五年七月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
上北郡東北町字船ヶ沢五三番地六 上北郡東北町字鶴ヶ崎三一番地 上北郡六ヶ所村大字倉内字谷地通一四番地一七〇	小川原湖
沼 邊 武 志 鶴ヶ崎 豊一郎 濱 田 正 隆	

### 出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年七月十六日

上北地方農林水産事務所長 山 口 真 誉

土地改良事業の名称	事業を行う者	工 事 完 了 日
区画整理事業	川原田地区 共同施行	年 月 日 平成一五・三・三〇

### 選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

平成十五年六月三十日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十五年七月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二六六、一七二人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区	八、九一四 人
西津軽郡選挙区	一八、三〇四 人
南津軽郡選挙区	二六、二二七 人
北津軽郡選挙区	一七、一八五 人
上北郡選挙区	三一、二一九 人
下北郡選挙区	一〇、六四〇 人
三戸郡選挙区	二四、六六二 人
青森市選挙区	七九、八四五 人
弘前市選挙区	五二、二六五 人
八戸市選挙区	六四、二九五 人
黒石市選挙区	一〇、六〇七 人
五所川原市選挙区	一三、三七七 人
十和田市選挙区	一六、七六七 人
三沢市選挙区	一一、三四一 人
むつ市選挙区	一三、三六五 人

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭